

規制の事前評価書

法令案の名称：下水道法等の一部を改正する法律案

規制の名称：施設機能の妨害行為に対する原因者負担金制度の拡充（下水道法第18条関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課

評価実施時期：令和8年3月26日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・下水道施設の老朽化や人口減少に対応し、強靱^{じん}で持続可能な下水道の実現に向けた基盤の強化を図るため、都道府県による広域連携推進計画（仮称）の策定、下水道管理者による施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化、下水道区域の見直し等の措置を講ずるとともに、道路における下水道管等の占用物件の適切な維持管理の確保を図るため、道路管理者と道路占用者との間の占用物件等の維持修繕に関する協定制度の創設等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・現行下水道法上、下水道施設を損傷した行為により施設の工事が必要になった場合には、下水道管理者からその行為者（原因者）に対して、その必要を生じた限度において、当該工事費用の全部又は一部を負担させることができる。
- ・一方で、過去には事業者が、油を適切に処理せずに排水したことで下水道管の閉塞が発生し、その清掃に多額の費用が発生している。
- ・上記を踏まえ、施設が損傷に至らないまでも、大量の油等により下水道管を詰まらせるなど、著しく施設の機能を妨げる行為により、復旧のための工事や清掃が必要になった場合についても、その行為者（原因者）に費用を負担させる制度を創設することで、下水道管理者の費用負担を軽減し、迅速な復旧を確保するための措置を講ずる必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、著しく下水道の施設の機能を妨げる行為により必要を生じた工事又は維持に要する費用について、その行為をした者に全部又は一部を負担させることができることとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・当該規制の代替案として、下水道の機能回復のための工事又は維持に要する費用について全部又は一部の負担ではなく、一律に全部負担させるという案が考えられるが、当該費用が非常に高額である等、全部負担とすることが社会通念上不当とされるような場合にまで全部負担をさせることとなり、過剰な規制となるので、当該規制案が妥当である。

＜その他非規制手段の検討状況＞

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・行政が費用を徴収するに当たっては、法的根拠が必要であるため、法定外の措置は想定されない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・当該規制によって、下水道の施設の機能が著しく妨げられた場合に、下水道管理者費用負担を軽減し、迅速な復旧が図られるという効果がある。また、原因者が支払いを拒んだ場合の民事訴訟手続きに係る時間や費用負担を解消するとともに、使用者負担に転嫁される事態を回避することができるという効果がある。
- ・これらの効果については、現状では定量化することは難しいが、事後評価書を作成するまでには、損傷等負担金の適用件数を把握することなどにより、定量化する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・著しく下水道の施設の機能を妨げる行為をした者に対しては、その行為により必要を生じた工事又は維持に要する全部又は一部の費用負担が発生する。例えば、清掃費用については、管路閉塞の場合、閉塞の規模等に応じて数十万円～数百万円程度を要すると考えられる。

＜行政費用＞

- ・行為者に対して工事等の費用の請求に係る費用の発生が見込まれるが、現行の規定に基づく手続きと同様の処理がされ、本規制によって増加する事務は各自治体に対して人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する行政費用は軽微である。

＜その他の負担＞

—

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・自治体からは、民事訴訟手続きで費用を求めることができなかつた事例もあるため、管路閉塞に係る原因者負担金を確実に徴収できるようになることについては肯定的な意見があつた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・R2 下水道政策研究委員会制度小委員会 (R2. 2. 21 第2回資料3、R2. 7 報告書)
- ・上下水道政策の基本的なあり方検討会 (R7. 10. 23 第7回資料2)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・R2 下水道政策研究委員会制度小委員会 (R2. 2. 21 第2回議事要旨)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項(期限5年)を踏まえた事後評価の実施時期は令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：下水道法等の一部を改正する法律案

規制の名称：排水区域内の公共下水道への接続義務及び処理区域内の公共下水道に接続した水洗便所への改造義務の適用除外（下水道法第9条の2関係、第10条第4項、第11条の3関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課

評価実施時期：令和8年3月26日

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件) <u>ii</u>
(該当理由) ・ 「3 負担の把握」の通り、上記規制は、既整備の公共下水道を維持するよりも他の汚水処理施設に転換することが効果的である場合において適用されるものであるため、追加的な負担は見込まれないと考えられるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計※されるもの（様式 2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式 2—①）

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・下水道施設の老朽化や人口減少に対応し、強靱^{じん}で持続可能な下水道の実現に向けた基盤の強化を図るため、都道府県による広域連携推進計画（仮称）の策定、下水道管理者による施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化、下水道区域の見直し等の措置を講ずるとともに、道路における下水道管等の占用物件の適切な維持管理の確保を図るため、道路管理者と道路占有者との間の占用物件等の維持修繕に関する協定制度の創設等の措置を講ずる。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・下水道施設の老朽化に伴い、施設の改築や維持・修繕に要する費用が増加するのに対して、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少により、下水道の事業環境は厳しさを増している。今後は、将来の更なる施設の老朽化や人口減少を踏まえ、汚水処理を持続可能なものにしていく観点から、下水道とそれ以外の汚水処理施設（浄化槽等）を比較しながら、下水道区域の廃止・縮小を検討することについても課題となる。
- ・下水道から他の汚水処理施設への転換には相当の期間を要するものと考えられるところ、公共下水道としての供用は維持しながら、その転換工事を実施することができるようにする必要があるが、現行の下水道法第10条においては、公共下水道の排水区域（雨水及び汚水を排除することのできる区域）内では公共下水道に接続しなければならない（公共下水道への接続義務）ため、排水区域内で転換工事を開始することができない。
- ・また、公共下水道の処理区域においては、くみ取り便所を公共下水道に連結した水洗便所に改造しなければならない（下水道法第11条の3）が、公共下水道の廃止が予定されている区域においては、転換後の汚水処理施設に連結した水洗便所とすることが合理的であり、公共下水道に連結した水洗便所の設置義務の適用除外とする必要がある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・排水区域の廃止が公示された区域については、公共下水道への接続義務を適用除外とし、下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるための排水施設を設置することができることとする。
- ・処理区域の廃止が公示された区域については、公共下水道に連結した水洗便所への改造義務を適用除外とする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・公共下水道への接続義務・公共下水道に接続した水洗便所への改造の義務を緩和することにより、下水道の既整備区域において、人口減少・施設の老朽化を踏まえた汚水処理施設の転換を進めやすくなることが見込まれる。また、本規制緩和により、自治体においては、経済性や地域の実情等を勘案し、最適な汚水処理の手法の選択が可能となり、地域全体における汚水処理費用に係る効率化が見込まれ、持続可能な汚水処理サービスの提供につながる。
- ・公共下水道から他の汚水処理施設への転換は、各自治体において将来的な人口推移や下水道の設置・維持管理状況、それらに要する費用等を試算した結果に応じて、効果的である場合に地域ごとに判断されるもので

あるから、現時点において標準的な規制緩和の効果を数値で示すことは困難であるが、事後評価時点までに実際に公共下水道の全部又は一部を廃止して他の汚水処理施設に転換した実績数を調査することにより、本規制緩和の効果を把握することとする。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・公共下水道から他の汚水処理施設へ転換する場合において、公共下水道への接続義務・公共下水道に接続した水洗便所への改造の義務が緩和されることになるが、その転換は使用者の同意のもと、既整備の公共下水道を維持するよりも他の汚水処理施設に転換することが効果的である場合に行われるものであるため、顕在化する新たな負担は想定されない。

<行政費用>

- ・公共下水道から他の汚水処理施設へ転換する場合において、公共下水道への接続義務・公共下水道に接続した水洗便所への改造の義務が緩和されることになるが、その転換は既整備の公共下水道を維持するよりも他の汚水処理施設に転換することが効果的である場合に行われるものであるため、新たな行政費用の負担は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・自治体からは、公共下水道などの集合処理や、合併処理浄化槽などの個別処理を使い分け、経済的かつ適切な汚水処理事業を進めているが、人口減少時代においては、費用対効果検討を実施し、地域ごとの人口動態を適切に見極め、既存施設の更新時期を迎える前に適切な整備手法を見直すことが重要との意見があった。
- ・自治体からは、下水道から個別処理への転換について、人口減少や財政状況、将来の見通しなど経営判断のひな形がないと自治体は検討することが難しいため、転換を検討するための具体的な手順や必要な法的手続きなどをまとめた手引きやガイドラインの作成が必要との意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・第6回 上下水道政策の基本的なあり方検討会【令和7年9月19日】

資料1 上下水道における集約型・分散型に関する今後の方向制について (p. 31～p. 42)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001912069.pdf>

<関連する会合の議事録の公表>

- ・第6回 上下水道政策の基本的なあり方検討会【令和7年9月19日】議事概要

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001966246.pdf>

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：下水道法等の一部を改正する法律案

規制の名称：道路の地下に埋設する占用物件の工事の完了報告（道路法第 32 条第 4 項関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省道路局路政課

評価実施時期：令和 8 年 3 月 26 日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- 地下に埋設する占用物件の工事の完了報告の導入により、道路占用許可申請を行う者において、道路の占用に関する工事の完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を道路管理者に届け出る必要が生じるが、当該届出は申請者が既に作成・保有している図面を単に提出するものであるため、事務負担、費用の増加は軽微なものと考えられる。また、道路管理者において、道路の占用に関する工事の完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を受領する必要が生じるが、道路管理者が求める方法による図面の受領以上の特段の事務は発生しないため、事務負担、費用の増加は軽微なものと考えられる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、施設の老朽化に加え、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況を踏まえ、下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理の必要性が高まっていることに鑑み、強靱で持続可能な下水道の実現に向けたメンテナンス・改築の実施及び基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・道路占有者は、道路管理者から占有許可を受けた計画図面をもとに占有工事を実施することとなるが、例えば、地下に下水道管等の管路を埋設するために道路を開削した結果、他の工事等の際に道路の構造等に影響のないものとして残置した物件等が発覚し、埋設しようとする下水道管等の管路を当初の計画図面と異なる箇所に設置する場合がある。
- ・このような場合、道路管理者が許可を与えた埋設場所と実際の埋設場所が異なったとしても、道路管理者が占有物件の正確な場所を把握することができない^{※1}状態となっており、八潮陥没事故が発生した際にも、事故現場の周辺の地下に埋設されている占有物件について、許可申請時の情報と実際の状況に相違がないかという確認に時間を要したほか、正確性にも課題が生じていた。

※1 道路管理者が占有物件の正確な場所を把握することができないその他の背景として、平成14年の測量法改正により、位置情報が日本測地系（相対座標）から世界測地系（絶対座標）に変更されたことも挙げられる。

- ・また、占有物件に関する情報は、物件毎に異なる紙媒体で所有していることから、埋設されている占有物件の位置情報を正確に把握するためには、複数の紙媒体の資料を突合する必要がある、正確性及び迅速性に欠ける状況となっている。
- ・今回の八潮陥没事故も踏まえて、道路を適切に維持管理していくためには、これらの状況を改善する必要があるが、現行の道路法では基礎情報となる占有物件の竣工図面すら道路占有者が道路管理者に共有する仕組みとなっていない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・道路の地下に設けられる工作物、物件又は施設について、道路占有者は、許可を受けた道路の占有に関する工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならないこととする^{※2}（第32条第4項（新設））。

※2 道路に設けられる工作物、物件又は施設のうち、地上に設けられるものは現地を確認することなどにより道路管理者が占有物件の正確な位置を容易に把握することができるため、今回の措置の対象からは除くこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・地下に埋設する占用物件の工事の完了報告の導入により、占用物件の正確な位置情報が道路管理者に確実に共有されることとなり、道路工事や占用物件に係る工事を行う際に他の占用物件の損傷を防ぐことができ、工事の長期化や占用物件の損傷による道路陥没によって道路利用者や道路交通に多大な影響が生じる事態を未然に防ぐことができる。また、仮に事故が発生した場合にも、当該現場の周辺の地下に埋設されている占用物件について、従来に比べ迅速かつ正確に確認出来るようになり、現場の早期復旧に資することになる。
- ・本規制の効果により防止可能となる、占用物件の破損等を起因とする道路陥没等の事故により道路利用者や道路交通に多大な影響が生じる事態の損害額は道路陥没等の規模、道路陥没が発生した道路の交通状況・占用の内容等によるため、一律に定量化することは困難である。
- ・なお、令和2～6年度の5か年の占用物件を起因とする道路陥没事故件数は直轄国道で75件、都道府県で482件、市町村においては8,956件であるところ、事後評価時点までに、当該道路陥没事故件数の推移等により、本規制により発生する効果の一定の把握に努めることとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・地下に埋設する占用物件の工事の完了報告の導入により、道路占用許可申請を行う者において、道路の占用に関する工事の完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を道路管理者に届け出る必要が生じるが、当該届出は申請者が既に作成・保有している図面を単に提出するものであるため、事務負担、費用の増加は軽微なものと考えられる。

<行政費用>

- ・地下に埋設する占用物件の工事の完了報告の導入により、道路管理者において、道路の占用に関する工事の完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を受理する必要が生じるが、道路管理者が求める方法による図面の受理以上の特段の事務は発生しないため、事務負担、費用の増加は軽微なものと考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・水道、電気、ガス等の道路占用を行う事業を所管する部局・府省庁及び利害関係者の業界団体等に対し意見聴取を行ったところ、占用物件の埋設完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面とは具体的に何を提出することになるのかとの意見があり、今後調整を要する論点である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・令和7年12月から令和8年2月にかけて、下水道事業者をはじめとした主要な地下占用物件等を管理する利害関係者の業界団体等に聞き取りを行った。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・なし

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：下水道法等の一部を改正する法律案

規制の名称：道路占用許可申請事項への「占用物件の維持管理に関する事項」の追加（道路法第 32 条第 2 項関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省道路局路政課

評価実施時期：令和 8 年 3 月 26 日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- ・ 占用許可申請事項への「占用物件の維持管理に関する事項」の追加により、道路占用許可申請を行う者において、占用許可申請の項目が一項目増加するが、当該項目は申請者が既に作成・保有している点検計画等を単に申請書に記載するものであるため、事務負担、費用の増加は軽微と考えられる。また、道路管理者において、道路占用許可に係る審査項目が一項目増加するが、当該審査は既存の項目と一体となって行うものであるため、事務負担、費用の増加は軽微と考えられる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、施設の老朽化に加え、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況を踏まえ、下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理の必要性が高まっていることに鑑み、強靱で持続可能な下水道の実現に向けたメンテナンス・改築の実施及び基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・道路と占用物件は物理的に密接な関係があり、今回の八潮陥没事故においても、事故発生時の通行止めにとどまらず、長期間にわたる復旧作業による通行制限が発生する^{※1}など、占用物件に起因する事故であったとしても、当該事故によって道路利用者や道路交通に多大な影響が生じることとなる。

※1 八潮陥没事故の現場では、令和7年12月現在でも復旧作業が進められており、通行が制限されている。

- ・現行制度においても、道路占用者に対して占用物件の維持管理義務が課されており、道路占用者が維持管理義務を履行していないと道路管理者が認めるときは、是正措置を命じることができることとされているが、今回の八潮陥没事故を踏まえると、事故等が発生した際に長期間にわたって道路利用者や道路交通に多大な影響が生じる占用物件については、その他の占用物件と比較して、占用物件の維持管理が適切に行われることが特に必要であると考えられる。
- ・下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言においても、道路管理者と占用者が連帯して占用物の点検計画等を確認することにより適切な維持管理を図るべきであるとされている。
- ・現行制度において、道路管理者は、占用許可申請時に占用物件の構造や工事実施の方法等を確認することができるが、設置後の維持管理に関する事項（設置後の点検計画等）を確認することは規定されていないところ、下水道管などの長期にわたって占用することが想定される占用物件は、設置時の構造だけでなく、設置後の維持管理の状況によって耐用年数が変動すると考えられ、例えば、維持管理が適切に行われていなかった場合には、設置当時に想定していた耐用年数に満たない時点であっても、占用物件の破損等が生じ、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・道路の占用許可を受けようとする際の申請書の記載事項として、「工作物、物件又は施設の維持管理に関する事項」を追加し、道路管理者と道路占用者とのリスク情報の共有の仕組みを制度化することとする。なお、記載が必要な物件については、占用物件の性質を踏まえて、占用期間が長期にわたることが想定され、物件の破損等が生じた場合に道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがあるものを念頭とする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・道路占用者は、道路法39条の8に基づき適切に占用物件を維持管理する義務を負っているが、長期にわたって占用することが想定され、設置時の構造だけでなく設置後の維持管理の状況によって耐用年数が変動する

と考えられる下水道管などの占用物件において、今般、占用物件の破損等により道路陥没等の事故が発生し、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じる事態が生じてしまったところである。

- ・ 占用許可申請事項への「占用物件の維持管理に関する事項」の追加により、占用許可審査において、許可申請者が物件を設置した後に適切に当該物件の維持管理が行われるかなどについて道路管理者が確認をすることができるようになり、設置後の維持管理の状況によって耐用年数が変動しうる占用物件の状況について道路管理者も事前に把握し、より適切な維持管理を行うことを通じて、道路陥没等の事故の発生を未然に防ぐことができる。
- ・ 本規制の効果により防止可能となる、占用物件の破損等を起因とする道路陥没等の事故により道路利用者や道路交通に多大な影響が生じる事態の損害額は道路陥没等の規模、道路陥没が発生した道路の交通状況・占用の内容等によるため、一律に定量化することは困難である。
- ・ なお、令和2～6年度の5か年の占用物件を起因とする道路陥没事故件数は直轄国道で75件、都道府県で482件、市町村においては8,956件であるところ、事後評価時点までに、当該道路陥没事故件数の推移等により、本規制拡充により発生する効果の一定の把握に努めることとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 占用許可申請事項への「占用物件の維持管理に関する事項」の追加により、道路占用許可申請を行う者において、占用許可申請の項目が一項目増加するが、当該項目は申請者が既に作成・保有している点検計画等を単に申請書に記載するものであるため、事務負担、費用の増加は軽微と考えられる。

<行政費用>

- ・ 占用許可申請事項への「占用物件の維持管理に関する事項」の追加により、道路管理者において、道路占用許可に係る審査項目が一項目増加するが、当該審査は既存の項目と一体となって行うものであるため、事務負担、費用の増加は軽微と考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・水道、電気、ガス等の道路占用を行う事業を所管する部局・府省庁及び利害関係者の業界団体等に対し意見聴取を行ったところ、「占用物件の維持管理に関する事項」とは、具体的に何を申請書に記載することとなるのかとの意見があり、今後調整を要する論点である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・令和7年12月から令和8年2月にかけて、下水道事業者をはじめとした主要な地下占用物件等を管理する利害関係者の業界団体等に聞き取りを行った。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・なし

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。